

#### 報告事項 4

平成 34(2022)年度以降の愛知県立高等学校教育課程編成及び平成 31(2019)年度以降の移行措置並びに平成 31 年度以降の愛知県立高等学校単位認定等について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

高 等 学 校 教 育 課



30教高第1971号  
平成31年3月27日

各 県 立 学 校 長  
豊橋市教育委員会教育長  
瀬戸市教育委員会教育長 殿  
刈谷市教育委員会教育長  
豊田市教育委員会教育長

愛知県教育委員会事務局長  
( 公 印 省 略 )

平成34(2022)年度以降の愛知県立高等学校教育課程編成及び平成31(2019)年度以降の移行措置について

このことについて、指針を下記のように改めます。

については、平成34(2022)年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒（単位制による課程においては同日以降に入学する生徒）に係る教育課程は、平成30年3月30日付け文部科学省告示第68号をもって公示された高等学校学習指導要領及び、下記により編成するものとします。また、平成31(2019)年度以降に高等学校に在籍する生徒に係る教育課程は、「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）」（平成30年10月5日付け30教高第957号）における移行措置に係る記述及び、下記により編成するものとします。

各学校においては、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態等を考慮し、適切な教育課程を編成されるようお願いします。

記

## 1 基本的な考え方及び理念

- (1) 各学校においては、教育基本法をはじめとした法令及び学習指導要領の示すところに従い、適切な教育課程を編成し、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行う。
- (2) 教育活動を進めるに当たっては、各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせる学習の過程の充実を図るなど、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生きる力を育むことを目指す。
  - ア 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める。
  - イ 人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて適切に

行い、いのちを尊び、礼節を重んじる豊かな人間性や社会性の育成を一層重視するよう道徳教育の充実を図る。また、伝統と文化を尊重し、それらを育ててきた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する日本人としての自覚の育成を図る。

ウ 学校の教育活動全体を通じて食育、体力の向上、安全を含めた体育・健康に関する指導を適切に行い、生涯にわたり健やかで活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

(3) 各学校においては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にし、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次のアからウが偏りなく実現できるようにする。

ア 知識及び技能が習得されるようにすること

イ 思考力、判断力、表現力等を育成すること

ウ 学びに向かう力、人間性等を涵養<sup>かん</sup>すること

(4) 地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行い、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養<sup>かん</sup>に資するよう努める。

(5) 各学校においては、教育目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立て、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくことなどを通して、教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントに努める。

## 2 教育目標と教育課程の編成

(1) 教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科・科目及び総合的な探究の時間等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえ、各学校の教育目標を明確にするとともに、基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努める。

(2) 各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、学習の基盤となる資質・能力及び現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程を編成する。

## 3 教育課程の編成における共通的事項

(1) 各教科・科目及び標準単位数等

ア 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数別表のとおりとする。

イ 学校設定科目・学校設定教科及び当該教科に関する科目

(ア) 学校が「学校設定科目」並びに「学校設定教科及び当該教科に関する科目」（以下「学校設定教科・科目」という。）を新たに設ける場合は、別紙様式1、別紙様式2により、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

(イ) 学校設定教科・科目についての届け出の内容を変更する場合は、別紙様式1、別紙様式2により、変更する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

(ウ) 学校外における学修に係る学校設定教科・科目については、学校経営案の教

育課程表に記載することにより県教育委員会に届け出る。

## (2) 各教科・科目の履修等

### ア 必履修科目の履修

(ア) 必履修科目の履修単位数について、各学校において特に必要がある場合は、標準単位数が2単位以下である科目を除き、各科目において1単位減じることができる。

ただし、保健体育における「体育」については、標準単位数を下回ることはできない。

(イ) 上記(ア)の「特に必要がある場合」とは、履修単位数を減じても学習指導要領が定める当該教科・科目の目標を達成することができ、かつ、必履修科目の履修単位数を一部減じることで生徒の能力・適性、進路希望等の実情に合わせたより適切な教育課程を編成することができる場合、又は専門学科の特色等に応じ、より多様な選択履修を可能とする教育課程を編成することができる場合などである。

(ウ) 新たに必履修科目の履修単位数を減じる場合は、別紙様式3により、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

### イ 専門学科における必履修科目の代替

専門学科において、専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす場合、又は専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修に替える場合は、別紙様式4により、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

### ウ 総合的な探究の時間

(ア) 各学校においては、総合的な探究の時間の目標を踏まえて、生徒の心身の発達の段階、学校や地域の実態等に応じ、創意工夫を生かした学習活動を計画し、総合的な探究の時間の全体計画を別紙様式5により作成のうえ、年間指導計画（適宜の様式）とともに、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

(イ) 各学校において特に必要がある場合は、総合的な探究の時間の単位数を2単位とすることができる。

(ウ) 上記(イ)の「特に必要がある場合」とは、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行い、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難な場合などである。

(エ) 総合的な探究の時間の単位数を2単位とする場合は、上記(ア)の総合的な探究の時間の全体計画及び年間指導計画に加えて、履修単位数を減じる理由書（別紙様式3）及び代替する科目の年間指導計画（適宜の様式）を作成し、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

(ウ) 「理数探究基礎」、「理数探究」、職業教育を主とする専門学科における「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替える場合、又は総合的な探究の時間の履修をもって職業教育を主とする専門学科における「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」の履修の一部又は全部に替える場合は、別紙様式6により、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

(3) 教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動の授業時数等

ア 年間授業週数

全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とする。ただし、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行う場合は、別紙様式7により、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

イ 週当たりの授業時数

- (ア) 全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とし、各学校において教育的な配慮に基づき、学校や生徒の実態等に応じて適切に定める。
- (イ) 定時制の課程における週当たりの授業時数は、生徒の勤労や生活の状況及び地域の諸事情等を考慮して、各学校において適切に定める。

ウ 授業の1単位時間

授業の1単位時間は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの授業時数を確保しつつ、生徒の実態、各教科・科目等の特質及び指導の効果等を考慮して、各学校において適切に定める。ただし、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

(4) 通信制の課程

通信制の課程の教育課程については、学習指導要領の趣旨を踏まえ、多様な生徒の実態に応じた周到な研究と配慮のもとで編成を行う。

(5) 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

ア 学期ごとの分割指導

各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合は、別紙様式7により、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

イ 就業体験による実習の代替

就業体験をもって、職業に関する各教科・科目における実習に替える場合は、別紙様式8により、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

ウ 実務等による職業科目の履修の一部代替

定時制及び通信制の課程において、実務等による職業科目の履修の一部代替を実施する場合は、別紙様式9により、実施する前年度の2月末日までに県教育委員会に届け出る。

エ 道徳教育の全体計画の作成

道徳教育の指導の方針や重点等を明示し、道徳教育推進教師を組織の中に位置づけた道徳教育の全体計画を適宜の様式により作成し、学校経営案に記載することにより県教育委員会に届け出る。

#### 4 適用及び移行措置

(1) 本指針は平成34(2022)年度以降に入学する生徒に係る教育課程から適用する。

(2) 本指針に係る平成31(2019)年度からの移行措置は、以下のとおりである。

ア 平成31(2019)年度から適用する項目

(ア) 「1 基本的な考え方及び理念」

(イ) 「2 教育目標と教育課程の編成」

(ウ) 「3 教育課程の編成における共通的事項」

なお、3(1)アの「主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数」及び3(2)ウ(オ)の理数探究基礎及び理数探究に係る内容を除く。

イ 平成31(2019)年度から各学校の判断により適用できる項目

3(1)ア別表の教科「福祉」、「体育」、「音楽」及び「美術」に属する科目並びにその標準単位数（「福祉」については、平成30(2018)年度以降の入学生に適用できる。）

上記(2)アの実施に伴い、平成22年3月23日付け21教高第1237号「平成25年度以降の愛知県立高等学校教育課程編成及び平成22年度以降の移行措置について」は廃止する。

担当 高等学校教育課

教科・定通指導グループ（伊藤）

電話 052-954-6787（ダイヤルイン）

(別表) 主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数

[ 農業 ]

科目	標準単位数	科目	標準単位数
農業と環境	2～4	食品化学	4～10
課題研究	2～6	食品微生物	4～6
総合実習	4～14	食品流通	2～6
農業と情報	2～6	森林科学	4～8
作物	2～6	森林経営	4～8
野菜	2～6	林産物利用	2～8
果樹	2～8	農業土木設計	2～10
草花	2～6	農業土木施工	4～10
畜産	2～10	水循環	2～6
栽培と環境	2～6	造園計画	4～8
飼育と環境	2～6	造園施工管理	2～6
農業経営	2～6	造園植栽	2～6
農業機械	2～4	測量	2～8
植物バイオテクノロジー	2～6	生物活用	2～6
食品製造	4～10	地域資源活用	2～6

[ 工業 ]

科目	標準単位数	科目	標準単位数
工業技術基礎	2～4	建築構造設計	2～8
課題研究	2～6	建築施工	2～6
実習	6～15	建築法規	2～4
製図	2～10	設備計画	2～6
工業情報数理	2～4	空気調和設備	2～8
工業材料技術	2～4	衛生・防災設備	2～8
工業技術英語	2～4	測量	2～8
工業管理技術	2～8	土木基盤力学	2～8
工業環境技術	2～4	土木構造設計	2～8
機械工作	2～8	土木施工	2～6
機械設計	2～8	社会基盤工学	2～4
原動機	2～4	工業化学	4～10
電子機械	2～8	化学工学	2～6
生産技術	2～6	地球環境化学	2～8
自動車工学	2～8	材料製造技術	2～6
自動車整備	2～8	材料工学	2～6
船舶工学	2～18	材料加工	2～6
電気回路	2～8	セラミック化学	2～6
電気機器	2～6	セラミック技術	2～6
電力技術	2～6	セラミック工業	2～6
電子技術	2～6	繊維製品	2～6
電子回路	2～6	繊維・染色技術	2～6
電子計測制御	2～6	染織デザイン	2～6
通信技術	2～6	インテリア計画	2～6
プログラミング技術	2～8	インテリア装備	2～6
ハードウェア技術	2～8	インテリアエレメント生産	2～6
ソフトウェア技術	2～8	デザイン実践	2～6
コンピュータシステム技術	2～8	デザイン材料	2～6
建築構造	2～6	デザイン史	2～4
建築計画	2～8		

## 〔 商業 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
ビジネス基礎	2～4	簿記	2～4
課題研究	2～4	財務会計Ⅰ	2～4
総合実践	2～4	財務会計Ⅱ	2～4
ビジネス・コミュニケーション	2～4	原価計算	2～4
マーケティング	2～4	管理会計	2～4
商品開発と流通	2～4	情報処理	2～4
観光ビジネス	2～4	ソフトウェア活用	2～4
ビジネス・マネジメント	2～4	プログラミング	2～4
グローバル経済	2～4	ネットワーク活用	2～4
ビジネス法規	2～4	ネットワーク管理	2～4

## 〔 水産 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
水産海洋基礎	2～4	移動体通信工学	4～8
課題研究	3～8	海洋通信技術	4～10
総合実習	2～15	資源増殖	2～10
海洋情報技術	2～6	海洋生物	3～8
水産海洋科学	2～4	海洋環境	2～8
漁業	4～7	小型船舶	2～6
航海・計器	5～10	食品製造	6～14
船舶運用	6～10	食品管理	6～12
船用機関	6～12	水産流通	2～6
機械設計工作	3～6	ダイビング	2～4
電気理論	4～10	マリンスポーツ	2～4

## 〔 家庭 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
生活産業基礎	2	ファッションデザイン	2～14
課題研究	2～4	服飾手芸	2～4
生活産業情報	2～6	フードデザイン	2～8
消費生活	2～4	食文化	1～2
保育基礎	2～8	調理	4～16
保育実践	2～12	栄養	2～3
生活と福祉	2～4	食品	2～4
住生活デザイン	2～6	食品衛生	2～5
服飾文化	2～4	公衆衛生	2～4
ファッション造形基礎	2～6	総合調理実習	3
ファッション造形	4～13		

## 〔 看護 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
基礎看護	2～11	母性看護	2～4
人体の構造と機能	2～8	精神看護	2～4
疾病の成り立ちと回復の促進	2～8	在宅看護	2～4
健康支援と社会保障制度	2～7	看護の統合と実践	2～4
成人看護	2～6	看護臨地実習	2～21
老年看護	2～4	看護情報	2～4
小児看護	2～4		



## 〔 情報 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
情報産業と社会	2～4	ネットワークシステム	2～4
課題研究	2～4	データベース	2～6
情報の表現と管理	2～4	情報デザイン	2～6
情報テクノロジー	2～4	コンテンツの制作と発信	2～6
情報セキュリティ	2～6	メディアとサービス	2～4
情報システムのプログラミング	2～6	情報実習	4～8

## 〔 福祉 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
社会福祉基礎	2～8	介護総合演習	2～6
介護福祉基礎	2～8	介護実習	3～16
コミュニケーション技術	2～4	こころとからだの理解	2～12
生活支援技術	2～12	福祉情報	2～4
介護過程	2～6		

## 〔 理数 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
理数数学Ⅰ	4～7	理数化学	4～10
理数数学Ⅱ	5～10	理数生物	4～10
理数数学特論	2～8	理数地学	4～10
理数物理	4～10		

## 〔 体育 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
スポーツ概論	3～6	スポーツⅣ	3～18
スポーツⅠ	3～18	スポーツⅤ	3～6
スポーツⅡ	3～18	スポーツⅥ	3～6
スポーツⅢ	3～18	スポーツ総合演習	3～9

## 〔 音楽 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
音楽理論	4～6	声楽	1～15
音楽史	2～4	器楽	3～21
演奏研究	1～3	作曲	1～4
ソルフェージュ	9～15	鑑賞研究	1

## 〔 美術 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
美術概論	2～4	彫刻	2～12
美術史	1～6	ビジュアルデザイン	4～12
鑑賞研究	1～12	クラフトデザイン	4～12
素描	6～12	情報メディアデザイン	4～12
構成	2～6	映像表現	4～12
絵画	4～24	環境造形	4～12
版画	4～12		

## 〔 英語 〕

科目	標準単位数	科目	標準単位数
総合英語Ⅰ	3～6	ディベート・ディスカッションⅡ	3～8
総合英語Ⅱ	4～8	エッセイライティングⅠ	2～6
総合英語Ⅲ	4～8	エッセイライティングⅡ	3～8
ディベート・ディスカッションⅠ	2～6		

(別紙様式1)

(用紙A4判縦)  
平成 年 月 日

愛知県教育委員会高等学校教育課長 殿

愛知県立 高等学校長

「学校設定教科」の設置について

このことについては、下記のとおりです。

記

学校番号		学 校 名	
課 程	課程	対 象 学 科	科
開 始 年 度			
当 該 教 科 の 名 称			
設 置 の ね ら い			
所 属 す る 科 目 の 名 称	単 位 数		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

(注) 「設置のねらい」の欄には、高等学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、教科の目標として(1)知識及び技能、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等に整理して記述する。

(別紙様式2)

(用紙A4判縦)

平成 年 月 日

愛知県教育委員会高等学校教育課長 殿

愛知県立 高等学校長

「学校設定科目」の設置について

このことについては、下記のとおりです。

記

学 校 番 号		学 校 名	
課 程	課程	対 象 学 科	科
科 目 の 名 称			単 位 数
所 属 す る 教 科			
指 導 学 年			開 始 年 度
指 導 目 標			
指導内容及び指導計画の概要（各項目の授業時数を示すこと。）			
使 用 教 材	主たる教材		
	補助教材		
添削指導の回数 (通信制のみ)		面接指導の単位時間数 (通信制のみ)	

(注1) 「指導目標」の欄には、高等学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、(1)知識及び技能、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等に整理して記述する。

(注2) 使用する主たる教材（主な内容のわかるもの）と新旧の教育課程表を添付する。

(別紙様式3)

(用紙A 4判縦)

必修科目及び総合的な探究(学習)の時間の履修単位数を減じる理由書

学校番号		学 校 名	
課 程	課程	学 科	科
履修単位数を減じる教科・科目等の名称			指導学年
標準単位数		実施単位数	
履修単位数を減じる理由			
指導計画及び内容			
備考			

(注1) 教育課程編成案を添付する。

(注2) 「指導計画及び内容」の欄には、各項目の授業時数を示すこと。

(別紙様式4)

(用紙A 4判縦)

専門学科における履修科目の代替等について

学校番号	学 校 名				
課 程	課 程	学 科	科		
実施する科目名		単位数	代替される科目名	単位数	指導学年
措置の種類 (符号に○ を付す。)		ア 専門科目以外の科目の履修の一部を専門科目の履修とみなす措置 イ 専門科目以外の科目の履修の全部を専門科目の履修とみなす措置 ウ 各学科に共通する必履修科目の一部を専門科目で代替する措置 エ 各学科に共通する必履修科目の全部を専門科目で代替する措置			
内 容 (代 替 部 分 の み を 記 入 す る。 )		実施する科目		代替される科目	
	指導目標				
	使 用 教科書名		教科書 ページ		教科書 ページ
	指導内容				

(注) 教育課程編成案を添付する。

## 「総合的な探究(学習)の時間」の実施について(全体計画)

学校番号		学 校 名	
課 程	課程	学 科	科
総合的な探究(学習)の時間の名称			
総合的な探究(学習)の時間の目標			
育てようとする資質や能力及び態度			
単位数	( )学年 ( )単位	( )学年 ( )単位	( )学年 ( )単位
内 容 (学習対象・ 学習事項)			

(注1) 記載に当たっては「高等学校学習指導要領解説 総合的な探究(学習)の時間編」第7章(6章)「総合的な探究(学習)の時間の指導計画の作成」を参考にする。

(注2) 具体的な学習活動、指導方法、指導体制、学習評価及び単元ごとの授業時数等を記した年間指導計画を添付する。

(注3) 学科等で内容等の異なる場合は、別葉とする。

(注4) 標準単位数を減じる場合には、探究的な学習等の内容を明示した代替する科目の年間指導計画を添付するとともに、全体計画にも具体的に記載する。

(別紙様式6)

(用紙A 4判縦)

総合的な探究(学習)の時間の代替等について

学校番号		学校名			
課程	課程	学科	科		
総合的な探究(学習)の時間の名称	単位数	課題研究等の科目名	単位数	指導学年	
措置の種類 (符号に○を付す。)	ア 総合的な探究(学習)の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部に代替する措置 イ 総合的な探究(学習)の時間の履修をもって課題研究等の履修の全部に代替する措置 ウ 課題研究等の履修をもって総合的な探究(学習)の時間の履修の一部に代替する措置 エ 課題研究等の履修をもって総合的な探究(学習)の時間の履修の全部に代替する措置				
内 容		総合的な探究(学習)の時間	課題研究等の科目		
	指導目標				
	指導内容				

(注1) 学科によって異なる場合は、別葉とする。

(注2) 教育課程編成案を添付する。

(別紙様式 7)

(用紙 A 4 判縦)

特定の学期又は期間における各教科・科目の授業の実施  
について

学 校 番 号		学 校 名	
課 程	課 程	学 科	科
教科・科目名		単 位 数	
特定する学期 又は期間		指導学年	
特定して 実施する 理由			
指導計画 及び内容			
備 考			

(注 1) 教育課程編成案を添付する。

(注 2) 「指導計画及び内容」の欄には、各項目の授業時数を示すこと。



(別紙様式 8)

(用紙 A 4 判縦)

就業体験による職業に関する各教科・科目の実習の一部  
代替について

学 校 番 号		学 校 名		
課 程	課程	学 科	科	
就業体験により一部を代替される科目名		単 位 数	指導学年	
		単位中	単位	
内 容 (代 替 部 分 の み を 記 入 す る 。)	科 目		就 業 体 験	
	指導目標		○指導代表者職氏名 ○就業の状況等の把握方法	
	使 用 教科書名		教科書 ページ	就 業 体 験 の 内 容
指導内容				

(注) 教育課程編成案を添付する。

(別紙様式9)

(用紙A 4判縦)

実務等による職業に関する各教科・科目の履修の一部代替について

学校番号		学校名		
課程	課程	学科	科	
実務等により一部を代替される科目名			単位数	指導学年
			単位中	単位
内容 (代替部分のみを記入する。)	科目		実務	
	指導目標		○指導代表者職氏名 ○執務の状況等の把握方法	
	使用教科書名		教科書ページ	実務内容
指導内容				

(注) 教育課程編成案を添付する。



各 県 立 学 校 長  
豊橋市教育委員会教育長  
瀬戸市教育委員会教育長 殿  
刈谷市教育委員会教育長  
豊田市教育委員会教育長

愛知県教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

### 平成31年度以降の愛知県立高等学校単位認定等について

このことについて、指針を下記のように改めます。

については、平成31年4月1日以降の各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位認定等は、平成30年3月30日付け文部科学省告示第68号をもって公示された高等学校学習指導要領及び下記により実施するものとします。

各学校においては、単位認定等についての研究を深め、単位認定等に関する適切な規程を作成されるようお願いします。

なお、平成30年度以前の入学生については、「総合的な探究の時間」を「総合的な学習の時間」と読み替えるものとします。

### 記

#### 1 単位の修得の認定

- (1) 学校においては、次のア、イの条件をともに満たした者について各教科・科目の単位の修得を認定するものとする。
  - ア 各教科・科目の履修の成果が、その教科・科目の目標からみて満足できること。
  - イ 1単位につき35単位時間に相当する時間を標準とする授業時間に参加していること。
- (2) 学校においては、次のア、イの条件をともに満たした者について総合的な探究の時間の単位の修得を認定するものとする。
  - ア 総合的な探究の時間の履修の成果が、その目標からみて満足できること。
  - イ 1単位につき35単位時間に相当する時間を標準とする授業時間に参加していること。
- (3) (1)、(2)の条件を満足しない者があるときは、単位認定委員会において審議し、校長が決定する。
- (4) 次のア、イのいずれかに該当する者については、単位の修得を認定しないものとする。
  - ア 教科・科目、総合的な探究の時間の目標に照らして達成が著しく不十分な者。
  - イ 1単位につき出席時数が24単位時間未満の者。

ただし、イの場合において校内規程に基づき出席時数の補充のための適正な措置が行われた場合、又は特別な事情があると校長が認めた場合には単位を認定することができる。

(5) その他の学校外における学修等の単位認定を実施する場合は、別途定められた規程に従って適切に認定するものとする。

## 2 各学年の課程の修了の認定

学校（単位制による課程を除く。）においては、各学年の課程の修了の認定について、単位制が併用されていることを踏まえ、適切に定めるものとする。

## 3 卒業の認定

(1) 学校においては、卒業の認定に関する次の事項を定めるものとする。

- ア 卒業までに履修させる各教科・科目及びその単位数、総合的な探究の時間の単位数並びに特別活動及びその授業時数に関する事項
- イ 卒業までに修得させる単位数

(2) 次のア、イ、ウ、エの条件を全て満たした者について、校長は高等学校の全課程の修了を認定するものとする。

- ア 必履修科目が全て履修できていること。
- イ 総合的な探究の時間を3単位以上（特に必要があると認められた学校においては2単位以上）履修できていること。
- ウ 修得した単位数の合計が学校で定めた単位数以上であること。
- エ 特別活動の成果がその目標からみて満足できること。

(3) 前項(2)の条件を満足しない者があるときは、単位認定委員会において審議し、校長が決定する。

## 4 単位認定委員会

単位認定委員会は、校長、教頭（副校長をおく学校においては副校長）、教務主任及び校長が任命した者をもって構成する。

担当 高等学校教育課  
教科・定通指導グループ（伊藤）  
電話 052-954-6787（ダイヤルイン）